

林業信用保証業務細則第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領

平成27年3月26日独信基304平成26年度第299号
最終改正：令和4年4月1日独信基304令和3年度第262号

1 目的

本要領は、林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証（以下「無保証人保証」という。）の取扱いについて定めるものとする。

2 保証の対象者

細則第3条に規定する者であって、次の要件をすべて満たす法人とする。当該要件の充足の可否の判断にあたっては、7の提出書類に基づいて行うものとする。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- (2) 法人と経営者間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (3) 適時適切に財務状況等が提供されていること
- (4) 次の財務要件を満たしていること

ア 無担保無保証人の場合

以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足すること

イ 有担保無保証人の場合

以下の①～③の項目のうち1項目以上を充足すること

- ① 自己資本比率20%以上
- ② 使用総資本事業利益率10%以上
- ③ インデット・カレッジ・レシオ2.0倍以上

3 保証に係る資金の種類

細則第5条第1項各号に掲げる資金であって、融資機関が行う独自の融資（次の要件をすべて満たすものに限る。当該要件の充足の可否の判断にあたっては、7の提出書類に基づいて行うものとする。）との協調融資に係るものとする。

- (1) 無保証人融資であること
- (2) 2(4)アの無担保無保証人の要件を満たす場合は、無担保融資であること
- (3) (1)及び(2)のほか、保証付融資と同じ貸付期間及び償還方法であること
- (4) 保証付融資の60%以上の割合の融資額であること（保証付融資に係る保証割合が100%の場合は、保証付融資の100%以上の割合の融資額であること）

4 担保

2(4)イの有担保保証の場合において、担保は保全の充足が図られる不動産等とするものとする。

5 保証形式

普通保証とする。

6 融資機関からの報告

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）は、融資機関に対して被保証者の決算ごとに2(1)～(4)に掲げる要件の充足状況について報告を求めるものとする。
- (2) 基金は、3の融資機関が行う独自の融資に求められる要件の充足状況に変化があった場合には、融資機関に対して速やかに報告を求めるものとする。

7 提出書類

細則第9条第4項（細則第12条第3項の規定に基づき準用する場合を含む。）に規定する「無保証人保証」申込人資格要件申告書の様式は別紙のとおりとする。

8 その他

- (1) 本要領に定める無保証人保証の取扱いにあたって、本要領に定めのない事項については、基金の諸規定（連帯保証人及び担保の徴求に係る規定を除く。）によるものとする。
- (2) 個人から無保証人保証の依頼があった場合は、別に定めがある場合を除き、1から8(1)までの定めに準じることとし、その適用については個別に判断するものとする。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。